

香芝市告示第172号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明により送達することができないため、地方税法第20条の2の規定により次のとおり公示送達します。この公示送達に係る関係書類は、当市国保医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。また、地方税法第20条の2第3項の規定により掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和8年8月31日

香芝市長 三 橋 和 史

送達を受けるべき者

略